

(略)

東京都監査委員	清	水	やすこ
同	神	林	茂
同	友	渕	宗治
同	岩	田	喜美枝
同	松	本	正一郎

平成31年2月28日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、生活保護に係る事務について、保護の申請に対する通知書が刑法（明治40年法律第45号）に反して公文書偽造行使となっているとして都に対し行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求を行ったところ、都が当該審査請求を却下したことは違法行為であるとして、都知事の辞任を要求するとともに、福祉保健局生活福祉部保護課職員の全職務を国が代執行することを求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人が問題としている行為又は怠る事実（以下「行為等」という。）は、世田谷区の行為等であると解されることから、都における住民監査請求の対象とはなり得ず、また、都が請求人の行った審査請求を却下した行為については、上記①から⑥のいずれにも該当せず、住民監査請求の対象とはなり得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。